

令和4年稲敷市農業委員会第3回総会

[3月10日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について
日程 6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について
日程 7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について
日程 8 議案第5号 農地法第5条の規定による権利の設定, 移転の許可について
日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)
日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (中間管理事業)
日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画 (案) に対する意見決定について (中間管理事業)
日程12 稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
日程11 議案第8号
日程12 稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君

7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	谷部義也君
農業委員会事務局係長	田中孝男君
農業委員会事務局主幹	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年3月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は18名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は9番宮本信夫委員、10番黒田和夫委員の両名を指名をいたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたし

ます。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。

議案書4ページまでの5件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これは報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 議案書5ページになります。

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書12ページまでの8件になります。

受理番号1番から4番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。7ページから12ページの受理番号5番から8番につきましては、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。いずれもこの後の議案で再配分の計画が出されております。また、受理番号7番8番につきましては、法人化による再配分のために解約するものであります。よろしく御承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局より説明をさせていただきました。これも報告事項でございますので、御承認よろしくをお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

平沢主幹。

○農業委員会事務局主幹（平沢心平君） 13ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

売買による所有権移転件9件、贈与による所有権移転1件、賃借権の設定1件でございます。

受理番号1番 太田字上笹前 田1筆, 1, 782㎡についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。

受理番号2番 浮島字竹ノ下 畑3筆, 3, 955㎡

受理番号3番 高田字南 畑4筆, 682.76㎡

についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

受理番号4番 桑山字境町 田6筆, 8, 479㎡についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため賃借権の設定をするものでございます。

受理番号5番 佐原下手字下手 田1筆, 202㎡についてでございますが, 受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。なお, 行方市発行の耕作証明書が添付されており, 受人が124アールの農業経営をしていることを確認しております。

受理番号6番 中島字四枚内 田1筆, 991㎡

受理番号7番 中島字講谷津 田1筆, 1, 388㎡

受理番号8番 浮島字妙技 田1筆, 998㎡

受理番号9番 結佐字流作 外1地区, 田2筆, 3, 897㎡

受理番号10番 手賀組新田字阿波崎 外1地区, 田5筆, 8, 134㎡

受理番号11番 手賀組新田字秋塚 田5筆, 10, 505㎡

についてでございますが, 農地中間管理機構が行う特例事業により, 受人が経営規模拡大のため買受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。

議案第1号の説明は以上です。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について, 川島委員より報告をお願いいたします。

○18番(川島 昇君) 18番川島です。受理番号1番について報告いたします。

去る6日に, 荒井推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認しました。受人は, 主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター2台, 田植機1台, コンバイン2台, 乾燥機2台, トラック3台を所有しております。農業従事日数は240日, 経営面積は1,357アールです。調査の結果, 受人は農地の権利取得の要件を満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして, 受理番号2番について, 黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番(黒田和夫君) 10番黒田です。受理番号2番について報告いたします。

3月5日に, 武内推進委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は, 主にレンコンを栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は, トラクター3台, 耕運機5台, 軽トラック5台を所有しております。農業従事日数は320日, 経営面積は738アールで

す。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番4番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。去る8日に、木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。3番については、受人は、主に水稻、サツマイモ等を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。農業従事日数は150日、経営面積は96アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

4番につきましては、受人の農業生産法人要件は満たしております。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号5番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号5番について報告いたします。

3月6日に、平山推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻、サツマイモを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、軽トラック1台を所有しております。農業従事日数は210日、経営面積は124アールです。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

受理番号6番から11番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申

請に対する承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 16ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」でございます。

受理番号1番 桑山字境町 外1地区 田31筆, 38, 808.07㎡についてですが, 令和3年10月総会で審議いたしました, 農地改良について, 期間延長するための事業計画変更でございます。

期間が令和4年3月31日までの許可内容でしたが, 令和4年12月31日まで延長するものでございます。なお, 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づく許可期間内であり, 別紙審査表のとおり農地転用基準に該当するものと考えられます。

以上, 議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして, 調査委員の調査報告をお願いいたします。

篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君） 14番篠崎です。受理番号1番について, 去る8日, 木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は, 農地改良の期間延長であり, 周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で, 調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

はい, どうぞ。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。この頃業務停止している状態ですが, 状況について何か市の方に連絡はありましたか。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 特に連絡はありませんが, 搬入土12, 000㎡については, 確保できており, ダンプ12台位で搬入すると聞いておりますが, 実際の搬入状況につきましては, 市では把握しておりません。

○18番（川島 昇君） この状況では, 工期がどんどん遅れると思われませんが。

○農業委員会事務局長（根本 大君） 搬入土について, 別の場所の搬入元の採取場も確保できていないようです。

○18番（川島 昇君） 現場での動きが見られなかったので確認しました。以上です。

○議長（根本 脩君） その他ありませんか。

はい, どうぞ。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。

計画性をもって当初の予定通り施工してもらいたい。意見ですので回答は結構です。

○議長（根本 脩君） その他ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第2号「農地法第4条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり承認することに決定をいたしました。

日程6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 17ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」でございます。

受理番号1番 四ツ谷字上割 田2筆、475㎡についてですが、申請地は、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人が、現在の事務所では手狭であり、現在の事務所も利用しながら、新たな事務所を建築するものでございます。事業計画は、平屋建、46.37㎡の事務所を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

これで、議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いをいたします。

木内委員より報告をお願いをいたします。

○6番（木内昌秀君） 6番木内です。受理番号1番について、去る8日、郡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、事務所用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第3号「農地法第4条の規定による許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程 7 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長（田中孝男君） 18 ページをお願いします。

議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」でございます。

受理番号 1 番 桑山字境町 田 1 筆、907.9㎡についてですが、令和 3 年 10 月総会で審議いたしました、農地改良のための工事用進入路について、農地改良の期間延長に伴い、進入路につきましても期間延長するものでございます。期間が令和 4 年 3 月 31 日までの許可期間でしたが、令和 4 年 12 月 31 日まで延長するものでございます。別紙審査表のとおり農地転用基準に該当するものと考えられます。

以上、議案第 4 号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いをいたします。

篠崎惣壽委員より報告をお願いをいたします。

○14 番（篠崎惣壽君） 14 番篠崎です。受理番号 1 番について、去る 8 日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、農地改良のための工事用進入路として利用する期間を延長するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する承認について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

[賛成者挙手]

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり

承認することに決定をいたしました。

日程 8 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定, 移転の許可について

○議長(根本 脩君) 続きまして, 議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

田中係長。

○農業委員会事務局係長(田中孝男君) 19 ページをお開き願います。

議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による権利の設定, 移転の許可について」でございます。

受理番号 1 番 沼田字庚申塚 畑 1 筆, 1, 263㎡についてですが, 転用目的は太陽光発電, 455 ワットパネル 232 枚設置。

受理番号 2 番 3 番は同一事業であります, 権利種別が所有権移転及び地上権の設定で分かれているものであり, 一括での説明といたします。駒塚字原山 畑 2 筆, 1, 368㎡についてですが, 転用目的は太陽光発電, 455 ワットパネルを 232 枚設置。

なお, 受理番号 1 番から 3 番については, 市街化調整区域, 土地改良区域外で受理番号 1 番は, 稲敷インターチェンジの出入口より概ね 300m 以内にある農地であり第 3 種農地, 受理番号 2 番 3 番については, 周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第 2 種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理, 周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で, 経済産業省の事業計画認定等の協議もしております。

受理番号 4 番 江戸崎字豆薬師 外 1 地区, 畑 6 筆, 2, 163㎡についてですが, 市街化調整区域, 土地改良区域外ですが, 10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第 1 種農地と判断いたしました。

申請人は, 同一大字内に事務所や資材置場を有して建設業を営んでおりますが, 事業の拡大等に伴い, 駐車場及び資材置場用地として拡張したく, 申請に及んだものでございます。なお, 申請地は第 1 種農地と判断いたしました, 農地法施行規則第 33 条の 4, 申請に係る土地の周辺の地域において法人活動を行っており, 業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号 5 番 江戸崎字荒沼 田 1 筆, 935㎡で農地区分については, 土地改良区域内で農用地区域内の農地となります。申請人は, 首都圏中央連絡自動車道(圏央道)4 車線化事業の工事を請負い, 一時的な仮設工事事務所が必要であり, 工事現場より近接地であり申請地が最適な為, 申請に及んだものでございます。一時転用期間は令和 4 年 12 月 31 日までの期間で, 農地への復元につきましても計画され, 農地復元工程表が提出されております。また, 土地改良区からの意見書を得るなど, 他法令との協議もしております。なお, 申請地は農用地区域内ですが, 仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって, 当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合であって, かつ, 農振整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に該当します。

受理番号 6 番 江戸崎字小角 畑 1 筆, 1, 644㎡についてですが, 市街化調整区域で土地改良が

実施された土地であることから第1種農地と判断いたしました。

申請人は、事業の拡大等に伴い、一時的な資材置場用地が必要であり、事業を行う上で、申請地が最適であり、申請に及んだものでございます。一時転用期間は、3年間で農地への復元につきましても計画され、農地復元工程表が提出されております。

なお、申請地は第1種農地であります。仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行われるものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要な場合に該当します。

受理番号7番 江戸崎字小角 畑3筆, 2, 931㎡についてですが、市街化調整区域で土地改良が実施された土地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、同一大字内に事務所を有して建設業を営んでおりますが、事業の拡大等に伴い、資材置場用地が必要であり、申請に及んだものでございます。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、申請に係る土地の周辺の地域において法人活動を行っており、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号8番 甘田字神田 畑2筆, 649㎡についてですが、非線引区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。申請人は、隣接地に駐車場を整備しておりますが、駐車場への進入路が狭く、危険なため進入路を拡張したく申請に及んだものでございます。

受理番号9番 八筋川字川通 畑1筆, 395㎡についてですが、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在、アパートにて生活をしておりますが、将来を考え自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建、103.82㎡の自己住宅を建築し、取水は水道、汚水・雑排水は下水道へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

受理番号10番 本新 田1筆, 畑3筆, 3, 480㎡についてですが、非線引き区域で農用地区域から農業用施設用地へ用途変更した農地となります。申請者は、申請地の隣接地において、畜産業を営んでいる法人で事業の拡大等に伴い、牛舎1棟1,649㎡、堆肥舎1棟457.20㎡を建設するものでございます。なお、雨水について、土地改良区管理の排水路への放流計画であり、土地改良区からの施設使用同意を得ております。また、申請地は稲敷市農業振興地域整備促進協議会で令和4年1月に用途変更が認められ、その中で定める農業振興地域整備計画で指定された用途に該当し、都市計画法や土地改良区等との協議も了しております。

これで、議案第5号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終わりました。

引き続きまして、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番（横田悌次君） 3番横田です。受理番号1番について、去る9日、古渡推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられま

す。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号2番3番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣壽君）14番篠崎です。受理番号2番3番について、去る8日、木村推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号4番5番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君）5番村山です。受理番号4番5番について、去る9日、清原推進委員、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号4番については、駐車場及び資材置場用地、受理番号5番については、一時的に仮設事務所用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号6番7番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君）11番山下です。受理番号6番7番について、去る9日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号6番については、一時的な資材置場用地、受理番号7番については、資材置場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号8番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君）7番吉田です。受理番号8番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場への進入路用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君）ありがとうございました。

続きまして、受理番号9番10番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。受理番号9番10番について、去る8日、平山推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、受理番号9番については、自己住宅用地、受理番号10番については、農業施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用

許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしく御審議お願いいたします。

以上で、調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第5号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定をいたしました。

日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐(谷部義也君)

議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」でございます。

議案書22ページから32ページになります。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。新規設定が、34件、137筆、257、194㎡、再設定が、11件、45筆、105、430㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、一部、登記地目が畑の土地がありますが、いずれも現況は田であります。新規設定、再設定いずれも、「農用地のすべての効率利用」、「農作業常時従事」等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第6号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部事務局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 33ページをお願いします。

議案第7号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。今回は、15件、50筆、66,881㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号1番及び2番の小作料につきましては、集積計画において、筆ごとに定められておりますので、2段書きで記載しております。また、受理番号13番につきましては、小作料が1筆で定められておりますので、10アール当たりで換算した金額を記載しております。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了をいたします。

これより議案第7号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決をいたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第8号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

谷部局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（谷部義也君） 36ページをお願いします。

議案第8号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、御審議をお願いするものでございます。新規配分が16件、50筆、66,881㎡、再配分が34件、122筆、24

3, 418㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、新規配分につきましては、1件の集積を複数の方に配分しているため、議案第7号の集積計画の件数と相違しております。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定をいたしました。

日程12 稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案にはございませんが、「稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を議題といたします。

事務局の説明をお願いをいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

お手元に別紙でお配りしております「稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」をご覧ください。この決議につきましては、令和元年12月に全国農業会議所から茨城県農業会議を通して決議実施の依頼があり、以後、年に1回以上の同様の取り組みを依頼されているもので、前回は昨年3月に決議をしております。決議文を読み上げさせていただきます。

稲敷市農業委員会法令遵守の申し合わせ決議

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

記

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員，農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し，法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和4年3月10日

稲敷市農業委員会

以上です。御審議のほどお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ただいま事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔（なし）との声あり〕

○議長（根本 脩君） それでは，質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより「稲敷市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を採決いたします。

本案は，原案のとおり決議することに賛成の委員の挙手をお願いをいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって，本案は原案のとおり決議いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で，本日の日程は全て終了をいたしました。慎重審議をいただきまして，ありがとうございました。

皆さんにお諮りをいたします。

本定例会中の議案等に関わる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） それでは，異議なしと認めます。

これをもちまして令和4年3月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

9番委員 宮 本 信 夫

10番委員 黒 田 和 夫